

別表六の二（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は令和3年改正前の措置法（以下「令和3年旧措置法」といいます。）第68条の9第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合にのみ記載します。
- 3 「税額控除割合17」は、連結親法人事業年度が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつては「0.1又は」を消し、連結親法人事業年度が同年4月1日以後に開始する各連結事業年度にあつては「又は0.14」を消します。
- 4 「当期税額基準額22」の記載に当たっては、その適用を受ける連結法人の連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度で措置法第68条の9第3項第1号イからハマまでに掲げる要件を満たす連結事業年度及びその適用を受ける連結法人（その連結親法人がその連結事業年度終了の時ににおいて法第66条第6項第2号若しくは第3号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの、法第4条の7（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人又は株式移転完全親法人である場合におけるその連結法人を除きます。）の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度で、令和3年旧措置法第68条の9第2項各号に掲げる要件を満たす連結事業年度にあつては、「0.25+(20)+(21)」とあるのは、「0.4+(20)」として計算します。